

税務ガバナンスポリシー

税務ポリシー策定の目的

当社及びその連結対象会社を含む日産グループ（以下、「当社グループ」、または「日産自動車グループ」）は、当社グループに属する各社が事業を展開する国・地域において適用される税制並びに税務関連法規に関して、グループ各社が遵守すべき税務に関するポリシーを策定しております。

税制並びに税務関連法規の遵守

日産グループは、事業を展開する各国・地域において適用される税務法令、租税条約、並びに報告義務等のコンプライアンスを遵守することに努めています。日産グループは、日本国内及び国際的な規則に基づいた税務開示要請への対応はもちろんのこと、オーストラリアや英国をはじめとする各国がそれぞれ定める税の透明性に関する報告・開示要請についても一貫して対応しています。一例として、当社グループの英国法人では、英国での開示要請に基づきホームページ上（以下、ホームページのリンク先をご参照ください）で税務ストラテジーを開示しています。

<https://www.nissan.co.uk/legal/nissan-uk-tax-strategy.html>

税務リスク管理

日産グループは、税務部門をビジネス上の重要な意思決定に関与させることで、税務リスクを適切に管理しています。日産グループの税務部門では、税制上の解釈や判断を適切に行い、業務上および戦略上の意思決定が税務観点からも適時に正しく行われるように、グループ内の関係する各部門・関係者と連携し体制を整備することに努めております。日産グループでは税務リスク管理を重視しており、日常的な取引の実施、組織再編や事業見直し、法律・規制対応、その他事業上なんらかの変更が必要な場合に、税務部門が適切に関与し、グループの事業戦略の策定から遂行までをサポートしています。複雑な税務上の問題や新たな税務課題が特定された場合には、必要に応じて外部の税務専門家からも専門的な助言・支援を得ています。

税務戦略については最終的に CFO がレビューし承認しています。CFO はグローバル税務責任者と連携し、日産グループにおける税務リスク、リスク管理のための手段・対策、並びにグループの税務戦略の世界各国での遵守状況について、取締役会で毎年報告しています。

税務部門の中では、各国・各拠点・地域・グローバルレベルの階層別に、税務に関する承認権限が分担・委譲され、重要なビジネス上の意思決定に関して税務観点からも検証を行っています。こうした検証は必要なタイミングでタイムリーに行われ、それによって事業戦略と税務戦略との間の齟齬が生じないように担保しています。

日産グループでは、税務リスクを特定し管理するために有効なあらゆる手段を活用しています。例えば、税務部門では、データベースを使ってグローバルに情報管理をしており、グループ内で現在進行している税務調査、不確実性のある税務ポジション、新たな税制や指針等の情報や税務当局の調査執行情報が既存の税制・ルールと一致していないとみられる状況によってもたらされ得る、将来の税務リスクとなる可能性のあるトピック等、税務に関する多くの情報を収集・管理しています。収集・管理される情報は、直接税にとどまらず間接税も含めてあらゆる潜在的な税務リスクが対象となります。こうして収集・管理される情報は、整理され、必要に応じて定量化され、資料・文書として保存されます。必要に応じて報告書が作成され、主要な調査結果については、四半期ごとにグローバル・シニア・マネジメントに報告の上協議されています。

税務当局及び他の利害関係者との関係性

日産グループは、各国税務当局、政府機関、業界団体と直接または間接的に働きかけ積極的に連携・協働することで、長期的かつオープンで建設的な関係を構築・維持することに努めています。

日産グループは、定期的なミーティングを実施し、またパートナーシップ・プログラムの申請を通じて、関連する税務当局との協力関係の構築と強化に努めています。また、日産グループでは、有効性が認められた場合には、事前確認制度（APA）を利用しています。

日産グループでは、事業活動の実態を反映した健全な租税政策の原則に基づいた税務上のルール・規則の策定が行われるべく、政策立案者と定期的に連携・情報交換をして協力しています。同様に、業界団体や国際的な経済団体に対しても納税者の立場から必要な情報を提供しています。

日産グループは、税務調査に対して真摯に対応し、調査対象項目の適切な税務処理について税務当局に対して当社の見解を説明し、意見をすりあわせて合意することにより、税務調査を円滑に終結することに努めております。万が一、税務当局との見解の相違がどうしても埋められない事象が発生した場合、日産グループは異議申し立てや訴訟提起も含めて、当社グループが合理的と考える税務ポジションを説明・維持するために必要な措置を講じることを検討します。

移転価格

日産グループは、グループ内における関連者間取引について、経済協力開発機構（OECD）が公表した OECD 移転価格ガイドラインをはじめとする国際的に周知されている基準・ルールに基づき行っています。関連者間取引において独立企業原則に基づき取引価格を設定することで、日産グループの各事業体はお互いを独立した第三者と同等とみなして移転価格を設定し取引を行っています。

透明性

日産グループは税務に関する透明性を重視しており、事業を展開する各国・地域において納税を適切に行い、延滞税や罰則が適用されないよう透明性を確保することを目指しています。

日産グループは、事業上の必要性を反映して、世界各国に事業上の拠点を展開しています。租税負担を回避・軽減するために、事業実態に適合しない不適切な税務ストラクチャーを使用することはありません。また、租税回避を目的とした取引や、事業実態に合わない取引は一切行いません。

コーポレートガバナンス

日々の活動が税務ガバナンスとリスク管理の枠組みに準拠しているか否か、各国レベル・地域レベル・グローバルレベルの各段階でそれぞれ、税務、コンプライアンス、内部監査の各部門が定期的に評価しています。税務ガバナンスと税務リスク管理に関するグローバルポ

リシーは、日産グループ内のウェブサイトに掲載され、全世界の従業員に対して公開されています。

日産グループは、従業員が目撃した道徳や倫理に反する行為、違法行為、またはその疑いがある行為を匿名で通報できるホットラインを設置しており、見過ごされがちな税務に関連する違反や不適切な行為の可能性についても経営陣に対して適時報告されるよう努めています。